

守山市
子ども・若者
応援プラン 2025

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

【概要版】

令和7(2025)年3月
守 山 市

1 計画の概要

計画策定の目的、性格と位置づけ

- ◆本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に定める「子ども・若者計画」および「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を一体的なものとして策定しています。
- ◆本計画は、守山市の最上位計画である「第5次守山市総合計画後期基本計画」および次期総合計画である「守山市長期ビジョン2035」の部門別個別計画として位置づけられ、市の関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。
- ◆本計画は、こどもの育ちや子育て家庭、若者に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業と若者支援事業の具体的な取組を示すものです。
- ◆市民をはじめ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、こどもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

計画の対象と期間

- ◆本計画の対象は、「こども基本法」に基づき、心身の発達の過程にある子ども・若者とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して担う、企業、地域住民・団体等も対象になります。
- ◆本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業や内容を見直すこともあります。
- ◆計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて全面的に見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

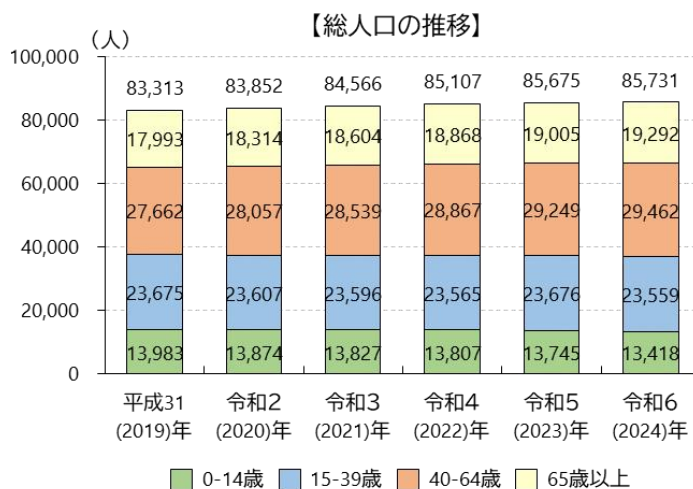
計画の策定体制

- ◆本計画の策定にあたっては、プラン策定作業を効率的かつ効果的に進め、連絡調整を円滑に進めるため、庁内推進会議を新たに立ち上げ、策定内容について議論を行い、その後、「守山市子ども・子育て会議」において、計画関連事項について審議を行いました。
- ◆就学前の子どもの保護者および小学生の保護者を対象に、市民意識やニーズ把握の基礎とするための子ども・子育て支援に関するニーズ調査と、小学5年生、中学2年生および若者を対象とした意見聴取を実施し、計画策定に反映しました。
- ◆パブリックコメントを実施し、本計画に対する市民の意見を募集しました。

2 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

人口の推移

- ◆総人口は増加が続いており、「40～64歳」、「65歳以上」はともに増加が続いています。一方で「0～14歳」は減少が続いており、令和6（2024）年では13,418人と平成31（2019）年と比べ、565人の減少となっています。



家庭を取り巻く現状

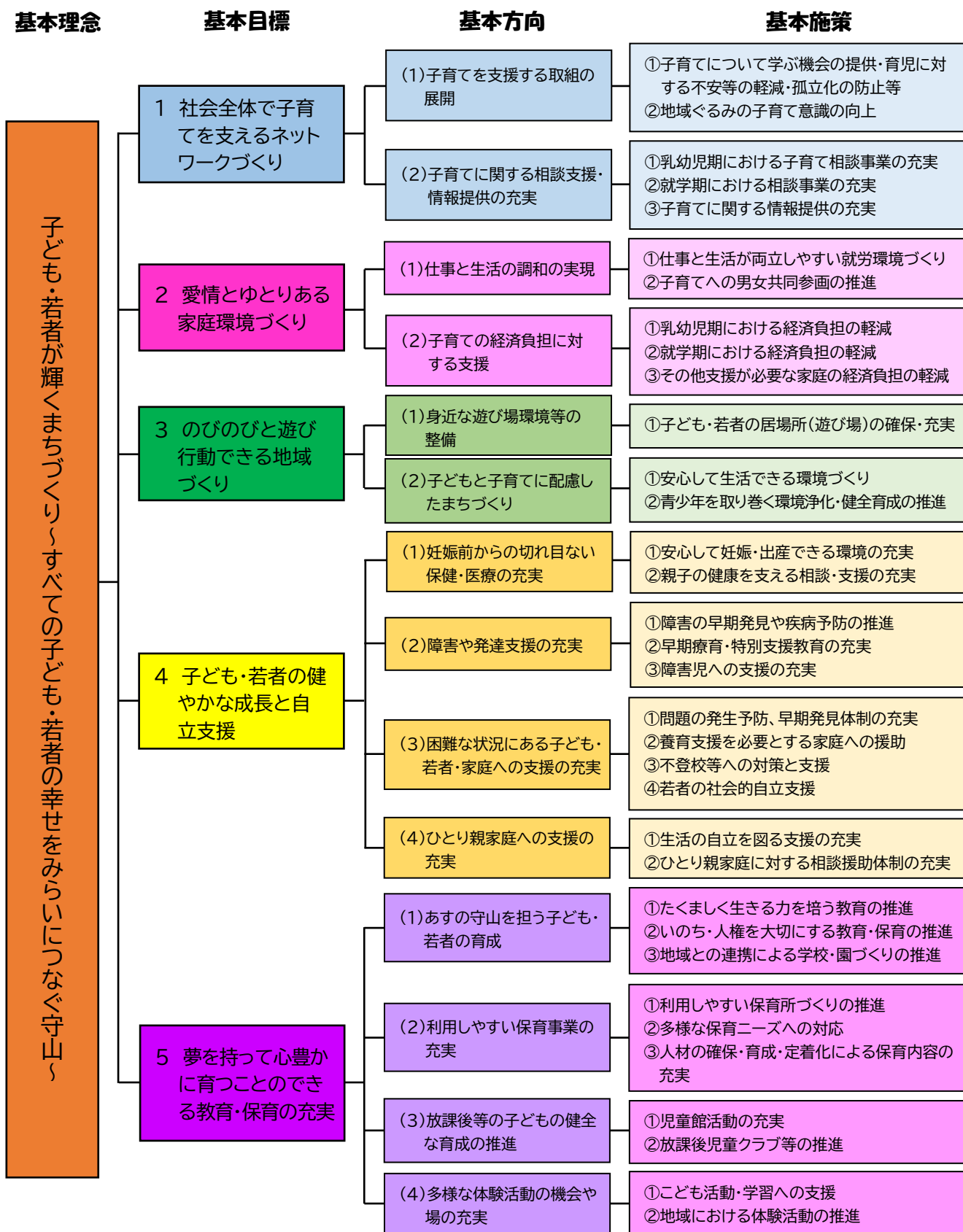
- ◆守山市の出生数は、平成31（2019）年以降は増加傾向にあり、700人台で推移しています。合計特殊出生率も増加傾向にあり、全国および滋賀県の水準を上回っています。
- ◆平成17（2005）年以降の女性の労働力人口および就業人口はともに増加を続け、令和2（2020）年にはそれぞれ18,038人、17,560人となっています。
- ◆守山市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移では、「M字カーブ」の傾向は年々少なくなっています。
- ◆子どものいる世帯は、3世代世帯は減少が続いていることから、核家族化の傾向が強くなっています。
- ◆障害のある児童数は、身体障害は減少傾向、知的障害は増加傾向にあり、障害のある児童全体では、増加傾向にあります。

計画策定における主要な課題

- ◆コロナ禍の影響で子育て世帯の孤立化や、不登校、集団生活への不適応事例が増加傾向にある。
- ◆妊娠前からの切れ目のない体系的相談支援体制が求められている。
- ◆地域ぐるみの子育て意識の向上が求められている。
- ◆女性の社会進出や働き方の多様化等により、保育のほか、様々な支援のニーズが高まっている。
- ◆待機児童解消に向けた保育士確保、定着化策をさらに進めていく必要がある。
- ◆子ども・若者の多様な学びの場や居場所、相談できる機会が不足している。



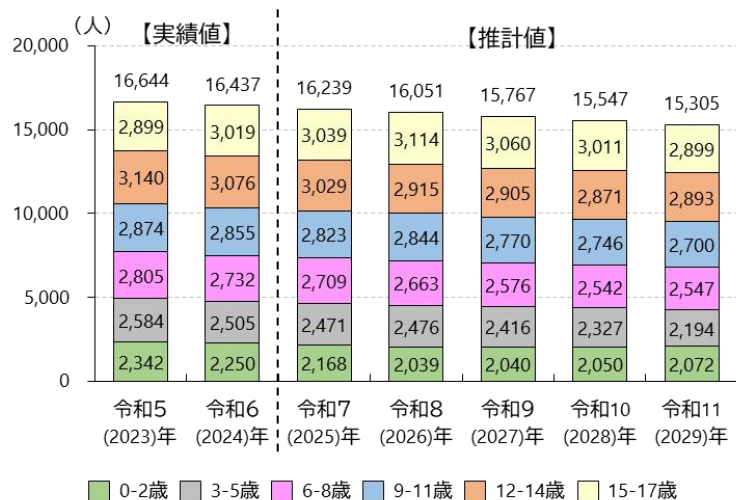
3 計画の体系



4 事業の見込量と確保の方策(子ども・子育て支援事業計画)

将来のこどもの人口推計

- ◆総人口は令和6年の85,731人から令和11年では87,083人と増加の見込みです。
- ◆こどもの人口(0～17歳)は令和6年の16,437人から令和11年では15,305人と減少の見込みです。
- ◆就学前児童の人口(0～5歳)は令和6年の4,755人から令和11年では4,266人と減少の見込みです。
- ◆就学児童の人口(6～17歳)は令和6年の11,682人から令和11年では11,039人と減少の見込みです。



住民基本台帳データをもとにコーホート変化率法で推計



教育・保育提供区域の設定

- ◆子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業について、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「見込量」と「確保方策」および実施時期を設定することになっています。
- ◆認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

1号認定:3歳以上の子どもで教育希望

⇒幼稚園、認定こども園

2号認定:3歳以上の保育が必要な子どもで保育を希望⇒保育園、認定こども園

3号認定:3歳未満の保育が必要な子どもで保育を希望⇒保育園、認定こども園、地域型保育

- ◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の提供区域は「小学校区」とし、その他の地域子ども・子育て支援事業は「市全域」の1区域とします。



■幼稚園、認定こども園(短時部)(3～5歳児)の見込量と確保方策

認定区分		実績見込	計画期間				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	見込量(人)	933	840	792	773	745	702
	確保量(人)	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

○利用児童数は減少傾向ですが、令和7年度から幼稚園での給食提供も開始することから、利用状況に注視しつつ、ニーズに合わせた柔軟な対応を実施します。

■保育所、認定こども園(長時部)等(0～2歳児)の見込量と確保方策

認定区分		実績見込	計画期間				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3号認定 (0歳児)	見込量(人)	96	98	101	105	110	115
	確保量(人)	183	183	189	189	189	189
3号認定 (1歳児)	見込量(人)	401	347	358	366	380	396
	確保量(人)	387	390	410	410	410	410
3号認定 (2歳児)	見込量(人)	459	497	422	422	419	422
	確保量(人)	470	474	497	497	497	497

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

○母親の就業率の増加、保育ニーズの低年齢化等が要因で、令和7年度の2歳児に待機児童が発生する見込みとなっており、令和7年度に小規模保育所1か所、令和8年度に保育所1か所を整備し、令和8年度以降の待機移動解消を図ります。

■保育所、認定こども園(長時部)(3～5歳児)の見込量と確保方策

認定区分		実績見込	計画期間				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
2号認定	見込量(人)	1,492	1,557	1,609	1,570	1,513	1,426
	確保量(人)	1,550	1,550	1,610	1,610	1,610	1,610

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

○令和7年度および令和8年度については一時的に定員を上回るニーズが発生する可能性がありますが、定員を超える受け入れを実施するなどにより対応し、保育所の確保、育成、定着化を図ることと認可定員に対する確保量の維持に努めます。

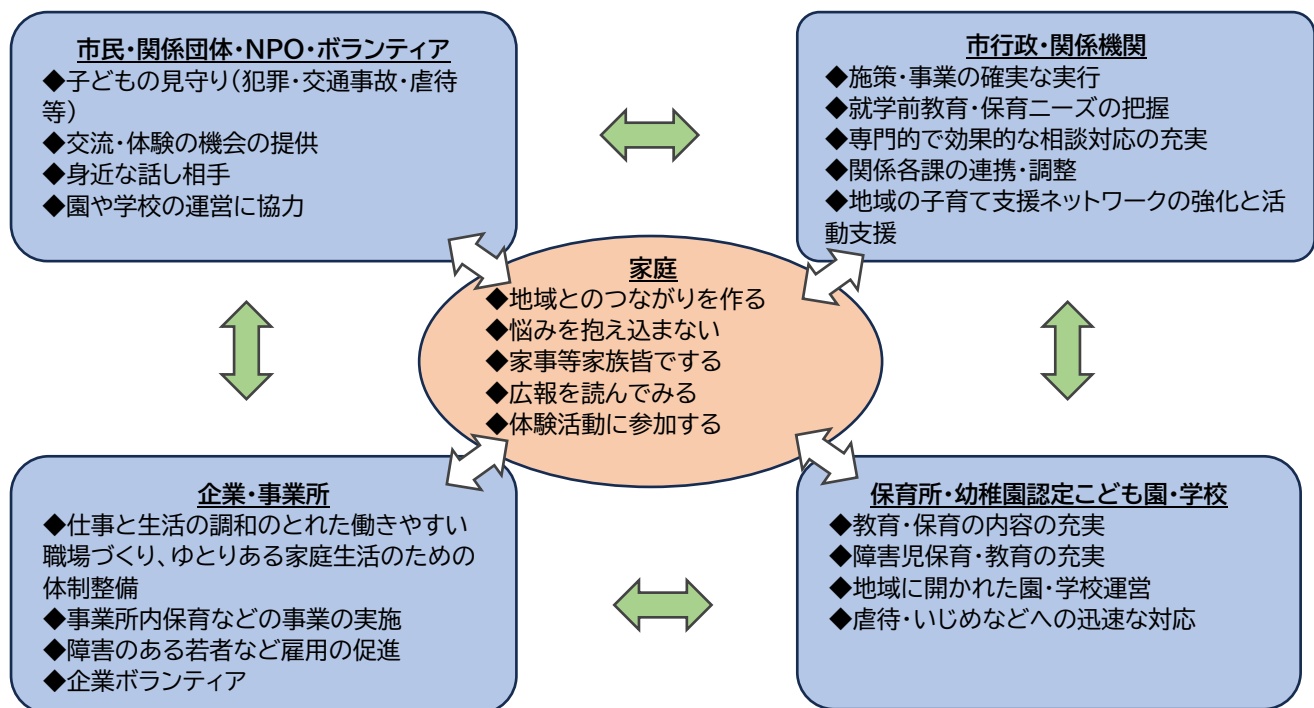
地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

事業	事業の内容		令和 11 年度(計画終了年度)	
			見込量	確保量
①利用者支援事業 (か所数)	教育・保育や子育て支援サービスなどの情報提供や相談・助言を行う事業		2か所	2か所
②時間外(延長)保育事業 (利用実人数・施設数)	通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業		650 人 39 か所	650 人 39 か所
③放課後児童健全育成事業 (登録児童数・施設数)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後過ごす場を提供する事業		2,029 人 21 か所	2,029 人 21 か所
④子育て短期支援事業 (延利用人数・施設数)	保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が困難になった場合、子どもを一時預かる事業		60 人日 6 か所	100 人日 6 か所
⑤乳児家庭全戸訪問事業 (訪問数)	生後 4 カ月までの乳児のいる家庭を民生委員児童委員(主任児童委員)が訪問する事業		670 人	670 人
⑥-1 養育支援訪問事業 (訪問数)	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業		100 人	100 人
⑥-2 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童および家庭への支援等対応の充実を図るための会議の開催等		14 回	14 回
⑦地域子育て支援拠点事業 (延利用人数・施設数)	在宅で子育てをする家庭の育児相談や遊びの場を提供する事業		6,2000 人日 3か所	6,2000 人日 3か所
⑧一時預かり事業 (延利用人数)	幼稚園、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業	預かり保育:在園児	17,500 人日	17,500 人日
		保育所での一時保育:在園児以外	2,400 人日	2,400 人日
⑨病児・病後児保育事業 (延利用人数)	体調不良や病気回復期の子どもを一時的に保育する事業		600 人日	600 人日
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センタ 事業) (延利用人数・会員数)	育児について住民相互に助け合う事業		2,340 人日 750 人	2,340 人日 750 人
⑪妊婦健康診査事業 (受診者数・受診券発行者数)	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行する事業		778 人回 8,495 人	778 人回 8,495 人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (助成件数)	幼稚園や保育園・認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等や副食費の実費徴収に係る助成を行う事業		10 件	10 件
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (巡回指導員人数・施設数)	多様な事業者の教育・保育施設等への新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育等の提供体制の確保を図る事業	巡回支援	0人	0人
		特別支援教育・保育経費	4か所	4か所
【新規】 ⑭子育て世帯訪問支援事業 (訪問回数)	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告を行う事業		226 人	225 人
【新規】 ⑮児童育成支援拠点事業 (延利用人数)	安全・安心な居場所の提供、学習の支援、食事の提供、課外活動の提供、関係機関との連携、保護者への情報提供、相談支援、送迎支援を行う事業		18 人	20 人

事業	事業の内容	令和 11 年度(計画終了年度)	
		見込量	確保量
【新規】 ⑯親子関係形成支援事業 (延利用人数)	児童とのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等のペアレント・トレーニングを行う事業	9人	10人
【新規】 ⑰妊婦等包括相談支援事業 (相談回数)	妊婦・その配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。	2,226 回	2,226 回
【新規】 ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(延利用人数)	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず利用できる通園制度。	1,440 人	1,440 人
【新規】 ⑲産後ケア事業 (訪問人数)	生後1年未満の乳児と産婦に対して、医療機関等での宿泊やデイサービス、助産師などによる訪問を行う事業。	143 人	143 人

5 計画の推進

計画の推進体制



計画の進行管理

- ◆本計画(Plan)を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施(Do)状況の把握・点検(Check)を行うとともに、「守山市子ども・子育て会議」での報告・審議を行います。
- ◆庁内における評価に加え、子ども・子育て会議における審議を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対策の検討等を行います。

守山市子ども・若者応援プラン 2025(概要版)

発行・編集:守山市 こども家庭部 こども政策課

〒582-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番 22 号

TEL:077-584-5925 FAX:077-582-1138